

個人情報ファイル簿（単票）

1	個人情報ファイルの名称	アスベスト調査台帳	
2	行政機関等の名称	札幌市長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市局建築指導部建築安全推進課	
4	個人情報ファイルの利用目的	民間建築物における吹付けアスベストの使用実態を把握し、適切な管理を促す	
5	記録項目	1 整理番号、2 建築物名称、3 建築物所在地、4 所有者住所、5 所有者氏名、6 所有者電話番号、7 管理者氏名、8 管理者住所、9 管理者電話番号、10 建築年度、11 建築物の用途・規模・構造、12 アスベスト等の使用状況、13 アスベスト等の使用範囲・規模、14 措置状況	
6	記録範囲	建築物の所有者等	
7	記録情報の収集方法	アンケートの回答、登記簿	
8	要配慮個人情報が含まれるときはその旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	北海道	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）総務局行政部行政情報課 （所在地）〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目	
11	訂正又は利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
12	個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称）－ （所在地）－	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	－	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	－	
19	備考		

個人情報ファイル簿（単票）

1	個人情報ファイルの名称	監察台帳ファイル	
2	行政機関等の名称	札幌市長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市局建築指導部建築安全推進課	
4	個人情報ファイルの利用目的	建築基準法（昭和25年法律第201号）違反の指導経過等を管理する	
5	記録項目	1 違反建築物等概要（申出人及び建築主氏名等）、2 建築基準法令の条項違反、3 指導経過	
6	記録範囲	申出人、建築主等	
7	記録情報の収集方法	本人の申告、建築計画概要書、現地調査	
8	要配慮個人情報が含まれるときはその旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	なし	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）総務局行政部行政情報課 （所在地）〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目	
11	訂正又は利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
12	個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称）－ （所在地）－	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	－	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	－	
19	備考		

個人情報ファイル簿（単票）

1	個人情報ファイルの名称	共同住宅等の駐車施設設置に係る計画書届出ファイル	
2	行政機関等の名称	札幌市長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市局建築指導部建築安全推進課	
4	個人情報ファイルの利用目的	札幌市共同住宅等における駐車施設の設置に関する指導要綱第7条の規定について、届出に関する情報を管理する。	
5	記録項目	1 受付番号、2 受付年月日日、3 建築主、4 建築場所、5 用途地域、6 敷地面積、7 住戸数、8 駐車台数（必要・敷地内・隔地）、9 店舗等面積、10 隔地先住所、11 不足台数、12 変更年月日・番号	
6	記録範囲	建築主	
7	記録情報の収集方法	当該届出書	
8	要配慮個人情報が含まれるときはその旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	なし	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）総務局行政部行政情報課 （所在地）〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目	
11	訂正又は利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
12	個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称）－ （所在地）－	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	－	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	－	
19	備考	－	

個人情報ファイル簿（単票）

1	個人情報ファイルの名称	建設リサイクル法に基づく届出受付簿	
2	行政機関等の名称	札幌市長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市局建築指導部建築安全推進課	
4	個人情報ファイルの利用目的	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第10条に基づく届出の受付管理	
5	記録項目	1 受付番号、2 工事名称、3 施工場所、4 工事の種類、5 解体する建築物の構造、6 工事の規模、7 工事の元請施工者、8 工期、9 石綿等の有無	
6	記録範囲	届出に係る工事の発注者、自主施工者又は元請業者	
7	記録情報の収集方法	届出	
8	要配慮個人情報が含まれるときはその旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	何人でも（非公開情報を除く）	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）総務局行政部行政情報課 （所在地）〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目	
11	訂正又は利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
12	個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称）－ （所在地）－	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	－	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	－	
19	備考		

個人情報ファイル簿（単票）

1	個人情報ファイルの名称	札幌市空家等対応データベースファイル	
2	行政機関等の名称	札幌市長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市局建築指導部建築安全推進課	
4	個人情報ファイルの利用目的	空き家の所有者等への助言及び指導経過等を管理する	
5	記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 助言・指導経過等	
6	記録範囲	空き家の所有者等、申出人	
7	記録情報の収集方法	本人からの申告、官公庁等からの提供、現地調査	
8	要配慮個人情報が含まれるときはその旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	なし	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）総務局行政部行政情報課 （所在地）〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目	
11	訂正又は利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
12	個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称）－ （所在地）－	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	－	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	－	
19	備考		

個人情報ファイル簿（単票）

1	個人情報ファイルの名称	地区計画等の区域内における行為の届出ファイル	
2	行政機関等の名称	札幌市長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市局建築指導部建築安全推進課	
4	個人情報ファイルの利用目的	都市計画法（昭和43年法律第100号）第58条の2第1項の規定に基づき、建築物の建築又は工作物の建設について、届出に関する情報を管理する。	
5	記録項目	1 地区コード・番号、2 受付年月日、3 届出者氏名、4 地区の区分、5 建築地、6 用途地域、7 用途、8 行為の種別、9 階数（地上・地下）、10 高さ（建築物・塀）、11 面積（敷地・建築・延・車庫）、12 建蔽・容積率、13 車庫形態、14 屋根形態、15 設計者連絡先、16 変更年月日・内容	
6	記録範囲	建築主	
7	記録情報の収集方法	当該届出書	
8	要配慮個人情報が含まれるときはその旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	なし	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）総務局行政部行政情報課 （所在地）〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目	
11	訂正又は利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
12	個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称）－ （所在地）－	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	－	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	－	
19	備考	－	

個人情報ファイル簿（単票）

1	個人情報ファイルの名称	中高層建築物条例届出ファイル	
2	行政機関等の名称	札幌市長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市局建築指導部建築安全推進課	
4	個人情報ファイルの利用目的	札幌市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例（平成12年条例第32号）に係る届出状況等を管理する。	
5	記録項目	1 受付年月日、2 変更年月日、3 標識設置年月日、4 建築主氏名・住所・電話番号、5 建築物名称・建築場所、6 設計者氏名・電話番号、7 監理者氏名・電話番号、8 施工者氏名・電話番号、9 備考、10 報告書受付年月日、11 建築確認年月日、12 工事着工予定日・完了予定日、13 用途地域、14 建物用途、15 階数、16 工事種別、17 住戸数・駐車台数・隔地駐車台数・駐輪台数、18 敷地面積・建築面積・延べ床面積・高さ、19 法廷建ぺい率・容積率、20 実施建ぺい率・容積率	
6	記録範囲	標識設置届の届出者（建築主）	
7	記録情報の収集方法	建築主	
8	要配慮個人情報が含まれるときはその旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	何人でも（閲覧用台帳）	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）総務局行政部行政情報課 （所在地）〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目	
11	訂正又は利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
12	個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称）－ （所在地）－	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	－	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	－	
19	備考		

個人情報ファイル簿（単票）

1	個人情報ファイルの名称	調査指導台帳ファイル	
2	行政機関等の名称	札幌市長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市局建築指導部建築安全推進課	
4	個人情報ファイルの利用目的	違反建築物等の所有者・管理者・占有者への指導経過等を管理する	
5	記録項目	1 違反建築物等概要（所有者・管理者・占有者他）、2 建築基準法令の条項違反、3 主な指導措置、4 指導経過	
6	記録範囲	所有者・管理者・占有者	
7	記録情報の収集方法	定期調査報告書、関係部署からの提供、建築計画概要書、登記簿謄本、現地調査等	
8	要配慮個人情報が含まれるときはその旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	なし	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）総務局行政部行政情報課 （所在地）〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目	
11	訂正又は利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
12	個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称）－ （所在地）－	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	－	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	－	
19	備考		

個人情報ファイル簿（単票）

1	個人情報ファイルの名称	定期調査・検査報告に係る台帳	
2	行政機関等の名称	札幌市長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市局建築指導部建築安全推進課	
4	個人情報ファイルの利用目的	建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条に基づく特定建築物等の定期報告の整理等	
5	記録項目	1 建物基本番号、2 建築物名称、3 報告対象項目、4 建築物所在地、5 所有者氏名、6 所有者住所、7 所有者電話番号、8 管理者氏名、9 管理者住所、10 管理者電話番号、11 建築確認済証交付日・番号、12 検査済証交付日・番号、13 敷地の位置、14 建築物の用途・規模・構造、15 定期報告受付日・受付番号、16 定期調査・検査の結果	
6	記録範囲	特定建築物等の所有者、管理者	
7	記録情報の収集方法	本人からの報告書（届出）、建築確認台帳、登記簿等	
8	要配慮個人情報が含まれるときはその旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	何人でも（概要書）	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）総務局行政部行政情報課 （所在地）〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目	
11	訂正又は利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
12	個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称）－ （所在地）－	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	－	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	－	
19	備考		

個人情報ファイル簿（単票）

1	個人情報ファイルの名称	被相続人居住用家屋等確認申請者ファイル	
2	行政機関等の名称	札幌市長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市局建築指導部建築安全推進課	
4	個人情報ファイルの利用目的	空き家の発生を抑制するための特別措置を受けるための確認書の発行事務に利用する	
5	記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号	
6	記録範囲	空き家の所有者等	
7	記録情報の収集方法	本人からの申告	
8	要配慮個人情報が含まれるときはその旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	なし	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）総務局行政部行政情報課 （所在地）〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目	
11	訂正又は利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
12	個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称）－ （所在地）－	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	－	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	－	
19	備考		

個人情報ファイル簿（単票）

1	個人情報ファイルの名称	附置義務駐車施設設置（変更）届出ファイル	
2	行政機関等の名称	札幌市長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市局建築指導部建築安全推進課	
4	個人情報ファイルの利用目的	札幌市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和40年条例第20号）第5条の3の規定について、届出に関する情報を管理する。	
5	記録項目	1 受付番号、2 受付年月日日、3 設置者氏名、4 建築場所、5 建築物名称、6 用途地域、7 敷地面積、8 延べ面積、9 増築面積、10 車庫面積、11 工事種別、11 用途、12 附置義務台数、13 設置台数、14 荷捌台数、15 駐車場整備地区の内外、16 特殊な駐車装置の構造、17 特例条項・番号、18 建物名、19 変更年月日・番号	
6	記録範囲	設置者	
7	記録情報の収集方法	当該届出書	
8	要配慮個人情報が含まれるときはその旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	なし	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）総務局行政部行政情報課 （所在地）〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目	
11	訂正又は利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
12	個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称）－ （所在地）－	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	－	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	－	
19	備考	－	

個人情報ファイル簿（単票）

1	個人情報ファイルの名称	福祉のまちづくり条例事前協議書ファイル	
2	行政機関等の名称	札幌市長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市局建築指導部建築安全推進課	
4	個人情報ファイルの利用目的	札幌市福祉のまちづくり条例（平成10年条例第47号）に係る事前協議の状況等を管理する。	
5	記録項目	1 受付年月日、2 受付番号、3 建築主氏名・住所、4 建築場所、5 備考（代理者氏名・電話番号）、6 施設名称、7 工事完了年月日、8 用途、9 申請面積・全体面積、10 階数、11 構造、12 工事種別、13 審査結果、14 対象施設用途、15 法適用分類、16 不適合箇所、17 検査結果、18 交付番号・交付年月日、19 適合証交付請求年月日	
6	記録範囲	事前協議書の提出者（建築主）	
7	記録情報の収集方法	建築主	
8	要配慮個人情報が含まれるときはその旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	なし	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）総務局行政部行政情報課 （所在地）〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目	
11	訂正又は利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
12	個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称）－ （所在地）－	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	－	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	－	